

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和5年9月15日(金)		開催場所	ときわ会館5階 小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前10時40分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	富田 優	出席	12	角谷 史織	出席
	2	小泉 孝行	出席	13	小川 忠男	出席
	3	小林 勝一	出席	14	清水 友清	出席
	4	長島 一博	出席	15	西形 知行	出席
	5	榎本 浩樹	出席	16	中山 幸光	出席
	6	関根 光一	出席	17	菅間 茂久	出席
	7	清水 孝洋	出席	18	石井 栄寿	出席
	8	井原 勇司	出席	19	本田 敏一	出席
	9	金子 達弥	出席	20	中村 隆治	出席
	10	横山 敏夫	出席	21	西澤 初男	出席
11	浅子 幹夫	出席				
事務局	事務局長	星野 公男	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	北村 経史	農地調整課主事	押野 岳大
	事務局次長	酒井 利和	農業振興課課長補佐兼 農業振興係長	桑原 和也		
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課主事	林 尚史		
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主任	竹本 知生		
議案	議案第54号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第55号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第56号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第57号	農用地利用集積計画の決定について				
	議案第58号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第59号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第60号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第61号	相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について				
議案第62号	農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について					
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出について ・農地法第4条第1項第7号の規定による届出について ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出について ・農地法第18条第6項の規定による解約通知について ・農地改良の届出(市街化調整区域)について ・2a未満農業用施設の届出について 					

<p>1 開 会 西澤会長職務代理者</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のためにお願いしておりました「発言の際のマスクの着用」については、任意といたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、議事進行については引き続き議案説明を省略し、補足などがある場合に限り説明をお願いいたします。複数の案件を担当する委員の方におかれましては、すべての案件をひとまとめにするのではなく、1案件ずつお願いいたします。</p> <p>また、審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、ご協力をお願いいたします。発言の際には引き続きマイクを使用しての進行とさせていただきます。議案説明の際は、事務局職員がマイクを消毒した上で発言者にお渡しいたしますが、会場が狭小であることから座席の前からお渡しすることをご了承ください。</p> <p>尚、日頃からお願いしておりますが、説明における個人情報の取り扱いには十分注意していただくようお願いいたします。</p>
<p>2 会議成立の報告 西澤会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>本日は、在任委員21名、全員出席いただいております。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しております。</p>
<p>3 署名委員の指名 西澤会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、 議席番号11番 浅子 委員 議席番号12番 角谷 委員 を指名します。よろしくお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは議案審議に入らせていただきます。 議案第54号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、馬宮地区、金子委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>金 子 委 員</p>	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立馬宮中学校の北西110mに位置する住宅と農地の混在する地域の田畑です。 通作距離は、20mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の耕作地はございません。農機具等は揃っております。 作付計画は、水稻、サトイモ、ショウガの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、番号3番、指扇地区、菅間委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>菅 間 委 員</p>	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、北部配水場の南東300mに位置する水田の広がる地域の田です。 通作距離は、320mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の耕作地はございません。農機具等は揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、北部配水場の北400mに位置する住宅と農地の混在する地域の現況畑です。 通作距離は、4.8kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の耕作地はございません。農機具等は揃っております。 作付計画は、ウメの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>小 林 委 員</p>	<p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立和土小学校の東1.2kmに位置する住宅と農地の混在する地域の田です。 通作距離は、250mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は水稻の予定で、問題ないものと思われます。</p>

		<p>続きまして、番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立川通小学校の西600mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、2.3kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画はジャガイモ、ニンジン、カブの予定で、問題ないものと思われま す。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号6番、和土地区、富田委員、議案説明をお願いいたします。</p>
富田委員		<p>番号6番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、南下新井配水場の北600mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、950mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の耕作地はございませ ん。農機具等は揃っております。 作付計画は、ネギ、タマネギ、ジャガイモの予定で、問題ないものと思われま す。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号7番、番号8番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいた します。</p>
関根委員		<p>番号7番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立城北中学校の北東200mに位置する住宅と農地の混在する地域 の畑です。 通作距離は、570mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良 好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ジャガイモの予定で、問題ないものと思われま す。</p>
		<p>続きまして、番号8番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立城北中学校の北東200mに位置する住宅と農地の混在する地域 の畑です。 通作距離は、570mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良 好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ジャガイモの予定で、問題ないものと思われま す。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 以上で、説明が終わりました。ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p>

各 委 員	議案第54号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。
議 長	— 総 員 賛 成 — 総員賛成であります。 議案第54号について、許可することと決定いたします。

議 長	<p>続きまして、議案第55号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、野田地区、横山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
横 山 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、県立浦和東高等学校の南180mに位置する農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。</p> <p>転用目的は、道路です。</p> <p>申請理由は、農家用住宅の建築を計画しているが、申請地を道路とすることで接道要件を満たすためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ0.1mのマウントアップにより、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、和土地区、富田委員、議案説明をお願いいたします。</p>
富 田 委 員	<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立城南小学校の北東420mに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、自己用住宅です。</p> <p>申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、祖母から相続した土地に自己用住宅を建築するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。</p>
井 原 委 員	<p>番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立川通小学校の南東1.2kmに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ0.3mの新設土留板により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>

議	長	ありがとうございました。 以上、議案第55号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第55号について、賛成の方の挙手を求めます。	
各	委	員	— 総 員 賛 成 —
議	長	総員賛成でございます。 議案第55号について、許可することと決定いたします。	

議 長	<p>続きまして、議案第56号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番から番号3番、馬宮地区、金子委員、議案説明をお願いします。</p>
金 子 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、市立馬宮西小学校の南350mに位置する農振農用地です。 転用目的は、農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、キュウリ、ナス、ダイコンを作付けする予定です。 一時転用で、期間は3か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>続きまして、番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立馬宮中学校の南西350mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、障害者グループホームです。 申請理由は、近隣の需要や周辺環境を調査したところ、障害者グループホームを運営できる土地として適していると判断したためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺に農地はありません。</p> <p>続きまして、番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立馬宮西小学校の南西240mに位置し、住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、キャベツを作付けする予定です。 一時転用で、期間は5か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 以上、ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番から番号6番、大砂土地区、春岡地区、長島委員、議案説明をお願いします。</p>
長 島 委 員	<p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、見沼グリーンセンターの南50mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。 転用目的は、農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、ネギを作付けする予定です。 一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p>

続きまして、番号5番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、見沼グリーンセンターの南30mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。
転用目的は、農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、ネギを作付けする予定です。
一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

続きまして、番号6番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、市立河合小学校の南西400mに位置する農振農用地です。
転用目的は、農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、キュウリ、コマツナ、ナスを作付けする予定です。
一時転用で、期間は4か月を見込んでおります。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、番号7番、番号8番、片柳地区、小川委員、議案説明をお願いいたします。

小 川 委 員

番号7番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立片柳図書館の南西380mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在、都内で資材販売・リース業を営んでいるが、事業規模拡大のため申請地に新たな資材置場及び駐車場を設置するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ5.0mの新設擁壁及び新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号8番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、大宮聖苑の北東950mに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、自己用住宅です。
申請理由は、現在、市内に居住しているが、手狭であることから、隣地の宅地と一体利用で自己用住宅を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック4段積により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、番号9番、和土地区、富田委員、議案説明をお願いいたします。

富田委員	<p>番号9番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立和土小学校の東940mに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、自己用住宅です。 申請理由は、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、祖父所有の土地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ0.2mの新設木板及び高さ0.1mの新設マウントアップにより、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして、番号10番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
中山委員	<p>番号10番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立慈恩寺中学校の東600mに位置し、住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、資材置場です。 申請理由は、現在、市内で不動産仲介業を営んでいるが、事業拡大に伴い申請地を新たな資材置場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック1段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
小林委員	<p>番号6番について伺います。利用権設定予定者の方の通作距離及び耕作状況について教えていただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>通作距離については15kmです。耕作予定者は現在14,964㎡を所有しております。</p>
小林委員	<p>番号7番について伺います。被害防除の新設擁壁が高さ5.0mとのことですが、隣接農地の営農に支障が及ばないように配慮されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の計画地は、かなり高低差がある土地になっているため、山林との一体利用の計画により、新設擁壁5.0mを設置の計画となっております。今回の申請にあたり、周辺の地権者に説明済みとのことですが、また、申請者は将来的にさらなる拡張も見込んでいるとのことですが。</p>
角谷委員	<p>番号4番及び番号5番について伺います。譲受人の法人の代表取締役が同一人物と見受けられますが、何か関連があるのでしょうか。</p>

事務局	こちらの法人2社は確かに代表取締役は同一人物ですが、会社自体は別法人であり、これまでもそれぞれの法人でさいたま市内で農地改良の実績がございます。
議長	ありがとうございました。 他にございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第56号について、賛成の方の挙手を求めます。
各委員	— 総員賛成 —
議長	総員賛成でございます。 議案第56号について、許可することに決定いたします。

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第57号、農用地利用集積計画の決定について審議いたします。</p> <p>先に番号10番及び番号11番を審議いたします。 この案件は、横山委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件ですので、先に審議いたします。</p> <p>横山委員は審議終了まで退出をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 横 山 委 員 退 席 —</p>
<p>議 長</p> <p>浅 子 委 員</p>	<p>番号10番、番号11番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。</p> <p>番号10番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、サツマイモ、トマト、キュウリ、ナス、ピーマンです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は110mです。 特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして、番号11番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、サツマイモ、トマト、キュウリ、ナス、ピーマンです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は130mです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第57号、番号10番及び番号11番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第57号、番号10番及び番号11番について、原案どおり意見決定することといたします。</p> <p>それでは、横山委員の入室を求めます。</p>

— 横山委員入室 —

- 議長 引き続き議案審議に入ります。
番号1番、指扇地区、菅間委員、説明をお願いいたします。
- 菅間委員 番号1番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の耕作地はございません。
作付計画は、キウイ、サトイモ、ジャガイモです。
申請目的は、新規就農のためで、通作距離は11.1kmです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
続きまして、番号2番から番号6番、片柳地区、小川委員、議案説明をお願いいたします。
- 小川委員 番号2番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は2.3kmです。
特に問題はないものと思われます。
- 続きまして、番号3番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の耕作地はございません。
作付計画は、ブドウです。
申請目的は、一般法人による農業参入で、通作距離は1.5kmです。
特に問題はないものと思われます。
- 続きまして、番号4番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、エダマメです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は4.7kmです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号5番についてご説明いたします。
使用貸借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ネギです。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.1kmです。
特に問題はないものと思われま

続きまして、番号6番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ネギです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.9kmです。
特に問題はないものと思われま
以上、ご審議のほど、よろしくご願

議 長

ありがとうございました。
続きまして、番号7番、番号8番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西 形 委 員

番号7番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ブロッコリーです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は4.4kmです。
特に問題はないものと思われま

続きまして、番号8番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の耕作地はございません。
作付計画は、ナッツ、茶の木です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は22.2kmです。
特に問題はないものと思われま
以上、ご審議のほど、よろしくご願

議 長

続きまして、番号9番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。

浅子委員	<p>番号9番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の耕作地はございません。 作付計画は、ブドウです。 申請目的は、一般法人による農業参入で、通作距離は1.7kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号12番、新和地区、小林委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小林委員	<p>番号12番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の耕作地はございません。 作付計画は、エダマメ、ハウレンソウです。 申請目的は、一般法人による農業参入で、通作距離は4.5kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号13番、番号14番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。</p>
関根委員	<p>番号13番についてご説明いたします。 使用賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、キャベツ、ブロッコリーです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は3.7kmです。 特に問題はないものと思われます。</p>
議長	<p>続きまして、番号14番についてご説明いたします。 使用賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、キャベツ、ブロッコリーです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は3.7kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>

小林委員	番号3番及び番号9番について伺います。作付計画がブドウで新規設定5年とのことですが、ブドウの生育スピードを考慮したうえで5年の設定期間は妥当であると判断されているのでしょうか。
事務局	5年間という期間での特別な栽培方法は伺っておりません。
小川委員	7月に現地を確認したところ、既に現地にブドウ及び梨が植えられており、一部収穫できるものもございました。
浅子委員	利用権設定地の土地所有者が譲受人の法人に社員として加わっているという背景もございます。
議長	ありがとうございました。 他にございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 番号10番及び番号11番を除く議案第57号について、賛成の方の挙手を求めます。
各委員	— 総員賛成 —
議長	総員賛成ですので、番号10番及び番号11番を除く議案第57号について、原案どおり意見決定することといたします。

議	長	<p>続きまして、議案第58号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議いたします。</p> <p>番号1番、宮原地区、清水友清委員、説明をお願いいたします。</p>
清水友清委員		<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、七里地区ですので、私から説明をいたします。</p> <p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の故障により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>続きまして、番号3番、三室地区、西形委員、説明をお願いいたします。</p>
西形委員		<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の故障により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p>
各委員		— 総員賛成 —
議	長	<p>総員賛成でございます。 議案第58号について、認定することと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第59号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第59号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第59号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第60号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p> <p>先に番号8番を審議いたします。 この案件は、私の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件ですので、先に審議いたします。 審議終了まで退室をしますので、当案件の議事進行は浅子会長職務代理者をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">— 西 澤 委 員 退 席 —</p>
<p>浅子委員</p>	<p>それでは、議案第60号番号8番の議事進行につきまして、議長に代わり、副議長である私が進行を務めます。</p> <p>番号8番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第60号番号8番の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
<p>浅子委員</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第60号番号8番の案件について、原案どおり証明することといたします。</p> <p style="text-align: center;">— 西 澤 委 員 入 室 —</p>
<p>議 長</p>	<p>引き続き議案審議に入ります。 番号1番から番号7番、番号9番から番号15番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>番号8番を除く議案第60号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、番号8番を除く議案第60号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第61号、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について審議いたします。</p> <p>番号1番から番号3番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第61号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第61号の案件について、原案どおり確認することといたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第62号、農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議いたします。</p> <p>先に番号22番から番号32番を審議いたします。 この案件は、金子委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件ですので、先に審議いたします。</p> <p>金子委員は審議終了まで退出をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 金 子 委 員 退 席 —</p>	
議	長	番号22番から番号32番、事務局より説明をお願いします。	
事	務	局	<p>事務局より説明をさせていただきます。 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見（馬宮地区）についてです。本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など、農地中管理事業の促進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしているものですので、ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 議案第62号番号22番から番号32番、農用地利用集積計画(案)に対する決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第62号番号22番から番号32番について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>	
各	委	員	— 総 員 賛 成 —
議	長	<p>総員賛成でございます。 議案第62号番号22番から番号32番について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p> <p>それでは、金子委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 金 子 委 員 入 室 —</p>	
議	長	<p>引き続き議案審議に入ります。</p> <p>それでは事務局より説明をお願いします。</p>	
事	務	局	<p>事務局より説明をさせていただきます。 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見（馬宮地区）についてです。本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など、農地中管理事業の促進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしているものですので、ご審議のほどよろしくお願いします。</p>

議	長 ありがとうございました。 番号22番から番号32番を除く議案第62号、農用地利用集積計画(案)に対する決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 番号22番から番号32番を除く議案第62号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。
各 委 員	— 総 員 賛 成 —
議 長	総員賛成でございます。 番号22番から番号32番を除く議案第62号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。

<p>議 長</p>	<p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございました。</p> <p>事務局お願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告事項の説明の前に、先月の月例総会の際に西形委員よりご質問がありました、同一の筆に対しての重複した届出の取扱い及び同一の転用目的であるにも関わらず国報告用途が異なる点について、ご説明をいたします。</p> <p>まず、市街化区域内の農地に対する届出は法律上及び農水省からの通知により形式上での審査とされております。添付書類につきましては、位置図、土地全部事項証明書、賃貸借が設定されている場合はその解約書となっております。そのため、調整区域の許可申請のような内容審査は求められておりません。それを踏まえて、同一の筆に対して重複した届出について、届出の不受理に関しては、届出農地が市街化区域にない場合、届出者が所有権等の権利を有していない場合及び添付書類が不足している場合になっております。複数回、同一の筆で届出が出されたとしてもそれによる権利関係については農業委員会の関与するところではございません。</p> <p>同一の転用目的であるにも関わらず国報告用途が異なる点については、国報告用途は全部で19種類の用途の選択肢がございます。住宅であっても似たような選択肢があることから、対応した職員によって判断が異なっていたことでそのような事態が発生しました。今後は対応した職員によって選択肢が異ならないよう、統一を図ってまいります。</p> <p>お手元の資料をご覧ください。 令和5年8月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。</p> <p>農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。</p> <p>農地改良の届出（市街化調整区域）についてでございます。</p> <p>2a未満農業用施設の届出でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。 ないようでございますので、その他に何かございますでしょうか。</p>
<p>井 原 委 員</p>	<p>2a未満農業用施設の届出について、農業用倉庫と農業用物置の違いはあるのでしょうか。</p>

事務局	届出者の記載によって異なっておりますが、実質的な違いはございません。
議長	ありがとうございました。 他にございますでしょうか。 ないようでございますので、その他に何かございますでしょうか。
石井委員	生産緑地の雑草について、毎年苦情があるのですが、農業委員としてどの程度の指導をすればよいのでしょうか。周辺が住宅で囲まれていることから火災の発生の懸念もあります。
事務局	農業委員会としては、農地の維持管理についてが指導の範囲でありますので、維持管理通知等での対応すべきと考えます。そういった事案がございましたら、まず農業委員会にご相談いただき、事務局で関係部署と調整をいたします。
議長	他にございますでしょうか。 ないようでございますので、閉会のご挨拶を、浅子会長職務代理者よりお願いいたします。
6 閉会宣言 浅子会長職務代理者	本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。 これもちまして、令和5年9月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。